

利用権設定の契約期間が満了するみなさんへ

農地中間管理事業のお知らせ

農地の貸し借りは安心・便利な 茨城県農地中間管理機構（農地バンク）を ご活用ください！



＼ 田んぼや畑、こんな思いはありませんか？ ＼

地主（出し手）



「近所の人に頼んでいるけど、来年も作ってもらえるかな？」
「お願いしている人から返されちゃったらどうしよう～」

農家（受け手）



「近所の人から借りている農地、今後も貸してくれるのかな～」
「もっと農地をたくさん借りたいけど、地主さんのあてがない！」
「地主さんがたくさんいて、地代の支払いの手間が大変だ！」



茨城県農地中間管理機構（農地バンク）を活用した利用権設定の
手続きについては市町村または「機構」までご相談ください。

お問い合わせ

市町村農政担当又は農業委員会

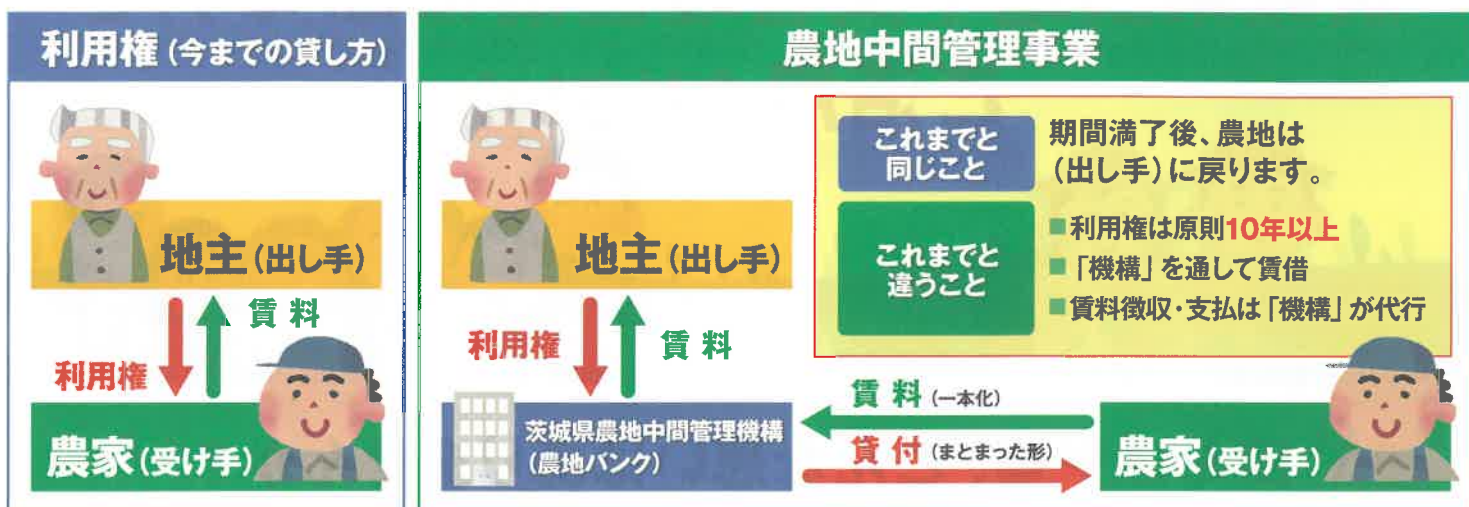
茨城県農地中間管理機構（農地バンク）（公益社団法人茨城県農林振興公社）

TEL.029-350-8687 ■ホームページ <https://www.ibanourin.or.jp/kanri/>



従来の「利用権」と「農地中間管理事業」のちがい

- (出し手) の農地を「機構」を通して (受け手) にお貸しする制度です。
- 「機構」が (出し手) と (受け手) の間に入り、(受け手) の賃料支払いや、農地の集約化をお手伝いします。
- 従来の利用権と同様、賃借期間満了後、農地は確実に (出し手) に戻ります。(更新も可能です。)



機構を活用するメリット

地主(出し手)のメリット			農家(受け手)のメリット		
安定した農地管理	10年の貸付期間	10年後の契約満了後も、希望すれば契約を延長できます。	安定した営農計画	借受期間の安定化	10年間の利用権設定をした農地を借りられるので、長期的な営農計画や設備投資計画が立てやすくなります。
	(受け手)のあっせん	契約中に(受け手)が引退しても、「機構」が次の(受け手)を探します。		農地の集約化	分散した借受地は、「機構」が(出し手)や他の(受け手)と調整を進め、将来的にまとまった形になるよう推進します。
制度面の優遇措置	納税猶予制度措置	納税猶予は継続します。(相続税・贈与税猶予を受けた農地)	大幅な事務軽減	まさかの時も安心	借受期間中に規模縮小や引退をする場合、辞める農地は「機構」が周囲の(受け手)とマッチングを行い、次の(受け手)を探します。
	経営委譲年金等	経営委譲年金等を引き続き受給できます。(農業者年金受給中の方)		農地探しの簡素化	(出し手)から農地の貸し付け希望があった場合はあっせんしますので、自ら農地を探す手間が省けます。
	税制面の措置	全農地(農業振興地域内のみ)を一括して貸し付けた場合、固定資産税の軽減措置が受けられる場合があります。		地代支払事務軽減	(出し手)が複数いても地代は「機構」に一本化でき、手続きが簡単です。口座引き落としでの支払いもできます。

現在利用権設定している農地も、「機構」を通じた貸し借りへの移行が可能です。

注意事項: 以下の農地は「機構」で借り受けることができません。

- 市街化区域の農地
- 土地改良区の賦課金を滞納している
- 再生が難しい遊休農地や隣接道路が狭い等、利用が困難な農地 など

これからの農地の貸し借りは、茨城県農地中間管理機構(農地バンク)をご活用ください!